

三次市総合計画書デザイン作成業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この要領は、第3次三次市総合計画書のデザイン作成業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、より広く専門的な知識、技術力、創造力、経験、実績等を有する者から、公募型プロポーザル方式により最適な者を受託候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

三次市総合計画書デザイン作成業務

(2) 業務内容

別紙「三次市総合計画書デザイン作成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

(4) 予算上限額

2,520,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 担当部局(事務局)

三次市 経営企画部 企画調整課

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6115 FAX：0824-62-6223

E-mail kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、本事業公告から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 三次市の競争入札参加資格者名簿(業種：役務の提供)に登載されていること。

※三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、次の添付書類を提出し、事務局で審査し、認められた者。

提出書類	備考
納税証明書	国税：国税通則法施行規則別紙第9号様式 「その3の2」「その3の3」のいずれかによる納税証明書又はその写し 市税：三次市に納税義務がある場合、市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書） ※直近3ヶ月以内のもの
登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し ※法人の場合のみ	※直近3ヶ月以内のもの
財務諸表	法人：直前1年分の事業年度の①から④の書類すべて ①「貸借対照表」②「損益計算書」③「株主資本等変動計算書」④「注記表」 個人：直前2年分 ①青色申告者は青色申告決算書（貸借対照表・損益計算書）と確定申告書の写し ②白色申告者は収支内訳書と確定申告書の写し

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 法人税，所得税，消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- (6) その他市長が必要と認める事項

5 実施スケジュール

内 容	期 日
参加募集開始（公示）	令和6年5月7日（火）
質問受付期限	令和6年5月14日（火）
質問回答	令和6年5月17日（金）
参加意向申出書提出期限	令和6年5月21日（火）
参加表明書確認通知	令和6年5月24日（金）
企画提案書受付期限	令和6年6月3日（月）
企画提案書審査	令和6年6月7日（金）
受託候補者選考結果通知	令和6年6月11日（火）
契約締結	令和6年6月中旬

6 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

質問は、質問書（様式第1号）により電子メールで担当部局へ提出することとし、電子メール以外（電話やFAX等）での質問は受け付けない。提出にあたっては、質問書が担当部局に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問の受付期間

令和6年5月7日（火）から5月14日（火）17時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに、三次市ホームページにおいて回答する。ただし、質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体の提案内容に密接に係るものについては、質問者についてのみ回答する。

7 参加表明手続

(1) 申込期間

令和6年5月7日（火）から5月21日（火）17時まで（必着）

(2) 申込方法

参加意向申出書（様式第2号）に記入のうえ、会社等の概要がわかる資料とあわせて、電子メールで担当部局へ提出すること。4(1)に掲げる事項で、三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、所定の添付資料を持参又は郵送にて提

出すること。

(3) 中途の参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）に記入のうえ、電子メールで担当部局へ提出すること。

8 参加表明書の確認通知

令和6年5月24日（金）までに、参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。通知は、参加資格審査結果通知書により行う。

9 説明会について

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

10 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提案は1者1案とする。

(1) 提案書の様式

ア 提案書（様式第4号）

イ 企画提案書 A4用紙30枚以内（縦横不問）とする。

企画提案書の作成にあたっては、次の内容を提示し、用紙下部にページ番号をつけること。

全体

区分	作成内容
コンセプト	仕様書の「2 業務の目的」及び「4 業務内容」を踏まえ、本提案書におけるコンセプト・セールスポイントを「計画書（本編）」「概要版（一般向け）」「概要版（中学生向け）」ごとに示すこと。

計画書（本編）

区分	作成内容
計画書デザインイメージ	「第3次三次市総合計画」の10・11ページ（第3章，1～3）について、デザインやレイアウトを工夫したものを、カラーで作成すること。ページ数の指定はしない。

	本提案書におけるセールスポイントのページレイアウトを例示すること。
--	-----------------------------------

概要版（一般向け）

区分	作成内容
概要版デザインイメージ	計画名，策定の趣旨，計画の期間，基本理念，めざすまちの姿，5つの「共通基盤」，6つの「取組の柱」，15施策分野名，40施策名を入れた割付構成イメージを示すこと。ページ数の指定はしない。
	本提案書におけるセールスポイントのページレイアウトを例示すること。

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 費用見積書（A4縦横不問 任意様式）

本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ，本実施要領の2で示す業務の事業費の上限（消費税込）以内で，必要な経費を算出し，積算内訳とあわせて明示すること。

オ 業務実績調書（様式第6号）

カ 業務スケジュール（A4縦横不問 任意様式）

本業務の仕様書に示す全体スケジュールを踏まえ，本業務履行期間内に実施完了できる具体的なスケジュールを記載すること。また，本業務の進め方，進行管理，遅延対策等を示すこと。

(2) 提出部数

2部（電子データ）

うち1部については，社名等の提案者が特定される記載は行わないこと。

(3) 提出方法

電子メール又は三次市が指定するファイル転送ツール（三次市ファイル便）を使用し，提出書類一式を送付すること。

(4) 提出先

担当部局（事務局）

（ファイル転送ツールの使用を希望する場合は，事前に申し出ること。）

(5) 提出期限

令和6年6月3日（月）17時必着

(6) 著作権等の取扱い

採用された提案の著作権は、市に帰属するものとする。

11 ヒアリングについて

ヒアリング（プレゼンテーション）は実施せず、提出された企画提案書等の書面による審査のみとする。

12 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (5) 上限額を超過する費用見積書を提出した場合

13 審査方法及び審査基準等

(1) 審査方法

三次市総合計画書デザイン作成業務プロポーザル審査委員会において、参加者から提出された企画提案書等を基に審査基準により審査を行い、評価点の最も高い者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点受託候補者として特定する。審査基準は別紙1を参照すること。

(2) 審査結果の通知

令和6年6月11日（火）

市ホームページ上で発表するとともに、提案者へ結果を郵送にて通知する。審査結果について、電話等での問い合わせには応じない。

14 契約に関する基本的事項

市は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、協議が調った場合に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結する。

15 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加意向申出書及び企画提案書の提出は、1参加者につき1申請とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書については、原則公表しない。
- (6) 三次市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、受託者の企画提案書及び審査結果の平均点数を公表するものとする。
- (7) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。取りやめる場合は、市ホームページに掲載し公表することとする。
- (8) 参加意向申出書の提出者が1者の場合は、三次市総合計画デザイン業務プロポーザル審査委員会において審査し、適正と認められる場合は受託候補者として選定することとする。
- (9) 契約締結までに社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。